

令和 8 年 7 月
堺 市

着手関係書類における着工届及び着手届の廃止について

本市（上下水道局を含む。）が発注する予定価格 400 万円超の建設工事及び予定価格 200 万円超の工事関連業務における着手関係書類の取扱いについて、下記のとおり変更します。

記

1 着工届及び着手届の廃止について

これまで、本市が発注する建設工事及び工事関連業務において、契約締結後の提出書類として着工届又は着手届の提出を求めていましたが、着手関係書類作成の負担軽減を図るため、当該様式を廃止することとします。廃止する具体的な様式名は以下のとおりです。

（1）建設工事

- ・「着工届」

（2）工事関連業務

- ・「着手届」（建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び造園設計業務）
- ・「設計業務着手届」（建築設計業務及び設備設計業務（監理業務を除く。））
- ・「監理業務着手届」（建築設計業務又は設備設計業務に係る監理業務並びに建設コンサルタント業務又は造園設計業務に係る監理業務）

2 適用時期

令和 8 年 8 月 1 日以降に契約を締結する案件から適用します。

3 備考

適用時期（令和 8 年 8 月 1 日）より前に契約締結した案件については、従前のとおり着工届及び着手届の提出が必要ですので、ご注意ください。